

表6 公費の不正執行又は手当等の不正受給に係る懲戒処分等の状況一覧(平成14年度)

(単位:人)

県市名	処分年月日	懲戒処分の種類				合計	訓告等	諭旨免職	処分理由
		免職	停職	減給	戒告				
青森県	14. 11. 14					0	1		復命書の不実記載
宮城県	14. 8. 22					0	(1)		事務職員の公金私的流用に関する監督者責任
宮城県	14. 8. 23					0	(1)		事務職員の公金私的流用に関する監督者責任
福島県	14. 5. 23					0	10		正しくない認識のもとに農場管理業務の特殊勤務命令を発し手当を誤支給
福島県	14. 9. 12		1			1			教員特殊業務手当を不正に受給
群馬県	14. 12. 5					0	1		物品購入等の不適切な執行
東京都	14. 12. 27					0	1 (4)		公開講座受講料の流用等
東京都	15. 3. 27			1		1	(1)		大会参加費の不適切な処理
新潟県	15. 1. 30					0	(1)		事務職員の時間外手当不正受給に対する監督者責任
富山県	15. 1. 14			1		1	(1)		出張を偽って不正に旅費を受給
三重県	14. 5. 9				1	1			商業科の検定事務やその金銭管理を適正に行わず収支が不明確
滋賀県	14. 12. 25				1	1 (1)	(2)		生徒徴収金の不明朗かつずさんな会計処理
大阪府	14. 4. 24			(1)	(2)	0 (3)			事務職員が学校徴収金等を着服し、私的用途に流用したことに対する監督責任
大阪府	14. 10. 25				(1)	0 (1)			事務職員が学校徴収金等を私的に一時流用したことに対する監督責任
大阪府	15. 1. 28				1	1	(1)		私的流用はなかったが、教頭がプール安全指導員への謝金を過大に請求
兵庫県	14. 6. 28					0	1		住居手当不当受給
奈良県	14. 9. 30			(2)		0 (2)	(1)		栄養職員の給食費着服に対する監督者責任
岡山県	14. 7. 5	1		(1)		1 (1)	(2)		職務上預かっていた会計の預金等を不正に引き出し自らの損失金に補填
山口県	14. 12. 19				(1)	0 (1)	(4)		公費購入物の代金及び購買部売上金の着服に対する監督責任
山口県	14. 12. 19	1			(1)	1 (1)	(1)		児童へ給付すべき災害共済給付金を着服。同監督責任
香川県	14. 6. 28				1	1			預け金等の不適切な事務処理に関わった
愛媛県	15. 2. 24	1				1			PTA主催バザー代金を紛失し給食会計より流用、領収書偽造など
高知県	15. 2. 24					0	(3)	1	給食費等の収集金を私的に流用、事務遅延
宮崎県	14. 4. 18	1		(2)	(1)	1 (3)			パソコン購入にかかわっての詐欺
宮崎県	15. 1. 16		1		(1)	1 (1)			給食費着服
川崎市	14. 11. 11					0	1		旅費等の不適正な受給
川崎市	15. 3. 10					0	(2)		学校用務員の住居手当、通勤手当の不適正な受給に対する監督責任
横浜市	14. 11. 15		1	1	1	3	1		公金及び準公金の不適切な処理
横浜市	14. 12. 25				1	1			準公金の不適切な処理
横浜市	14. 12. 25					0	2		公金の不適切な処理
横浜市	14. 12. 25					0	2		公金の不適切な処理
神戸市	14. 12. 20					0	1 (7)		通勤手当の不正受給
合計		4	3	3 (6)	6 (8)	16 (14)	21 (32)	1	

(注) ()内は、監督責任(事務職員等に係るものも含む。)により懲戒処分等を受けた者の数で外数である。